

彦根市の行政相談委員
が表彰されました

（両まちづくり推進室）



行政相談委員の
加藤甚三さん

5月13日(木)に彦根市区域担当の行政相談委員の加藤甚三さんが、滋賀行政評価事務所長から表彰されました。

これは毎年度、業績が特に顕著で他の模範と認められた滋賀県内の行政相談委員が表彰されるものです。

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、問題の解決や要望の実現を促進するとともに、寄せられた意見などを、その後の行政運営に生かす役割を担っています。彦根市では、現在3人の行政相談委員が活動しています。

苦情や要望をどこに申し出てよいかわからない、苦情を言いたい、直接は申し出にくいといった場合は、お気軽にご相談ください。

貸金業法が大きく変わります

近畿財務局

平成22年6月18日(金)に、改正法が施行されました。法律の詳しい内容は、金融庁ホームページをご覧ください。

■借入総額が、「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなりま

す。
■借り入れるときには、基本的に、年収を証明する書類が必要になります。年収を証明する書類がないと、借ることができるできないことがあります。

借り入れや返済の
お悩みは、お早め
に相談を



多重債務相談窓口・問い合わせ先
近畿財務局 ☎06-6949-0075 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>

相談は、無料で予約不要です。秘密は厳守します。

行政相談は、滋賀行政評価事務所でも受け付けています。

◆滋賀行政評価事務所
「行政苦情110番」☎0570-090110番

問い合わせ先 両まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX 22-1398番

国民年金のお知らせ

彦根年金事務所

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に申請すると、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。申請手続きは、彦根年金事務所、または両保険年金課、支所・各出張所で行ってください。

制度の内容は、次のとおりです。

- ①国民年金保険料の免除・猶予制度
本人・配偶者・世帯主の

前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料が全額、または一部の納付が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

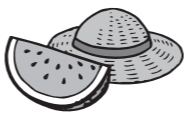
※一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）は、免除された部分を除く保険料の納付がなければ、未納と同じ取り扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

8月1日からの被保険者証を7月に送付します

75歳以上の人の新しい被保険者証を7月中旬に送付します。受け取り忘れがないよう気をつけてください。簡易書留で送付しますので、受け取りには受領印が必要です。

▼8月1日からは、新しい被保険者証をお使いください
現在、長寿医療制度に加入している人全員の被保険者証が、うぐいす色（薄緑色）になります。

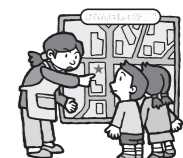
8月1日以降は、今までの被保険者証（有効期限が、平成22年7月31日になっているものは使えません。破棄するか、両保険年金課までお返しくたさい。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」のお知らせ

▼「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ
「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「限度額認定証」）が8月1日で更新されます。

ひこね防災フォーラム 2010 ～支えあいで高める防災力～

ひこね防災フォーラムでは、「災害は自分たち・地域の問題」として、要援護者マップ・個別避難支援プラン作成の取り組みや、能登半島地震被災地の石川県鳳珠郡穴水町で、避難所や仮設住宅を中心に課題の聞き取りを行ったボランティアグループからの報告などを聞き、地域が中心となった住民主体の防災・減災活動を考えます。



②実践報告

「かまどベンチづくりによる地域防災力向上への取り組み」
彦根工業高校教諭 田中良典さん

③パネルディスカッション

- 「地域が主体となった防災・減災活動」
- ▼特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之さん
- ▼愛知県海部郡蟹江町中瀬台町内会
会長 景山誠治さん
- ▼穴水町ボランティア連絡協議会理事 教育相談室
「あした塾」代表 滝井元之さん
- ▼開出今町婦人消防隊
隊長 松村照子さん

問い合わせ先 彦根市社会福祉協議会・地域福祉課
☎22-2821、FAX 22-2841

日時 7月31日(土) 13:30～16:30

場所 みずほ文化センター（田原町）

入場料 無料（申込不要）

内容

①基調講演

「地域の防災力を高めよう～災害救援NPOの現場から～」

特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之さん



▼保険料の計算

平成22年度の保険料は、平成21年中の所得に基づいて計算します。

▼保険料率の変更

医療費が年々増加しています。医療費に見合う保険料収入を確保するため、保険料率は、左の表のとおり変更になりました。ご理解をお願いします。

▼保険料の納め方

特別徴収の人（通知書の特別徴収の欄に金額が記載されている人）は、年金からの引去りにより保険料をお支払いいただきます。

普通徴収の人（通知書の普通徴収の欄に金額が記載されている人）は、納付書か口座振替で保険料のお支払いをお願いします。

▼普通徴収の人の納付書

通知書と納付書は別々に送付されています。通知書と納付書の到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。

納付書は年間分を一度に送付します。各納期までに金融機関やコンビニエンスストアなどでお支払いください。



問い合わせ先 両保険年金課係 ☎30-6112番、FAX 21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013番

平成22・23年度の保険料率

区分	保険料率	
	改正前 (平成20・21年度)	改正後 (平成22・23年度)
被保険者均等割額	38,175円	38,645円
所得割率	6.85%	7.18%